

令和5年2月28日招集

令和5年 第1回(2月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）	1
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について）	3
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について）	5
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）	7
議案第5号	佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例の制定について	9
議案第6号	佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第7号	佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第8号	佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第9号	佐渡市医師住宅条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第10号	佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第11号	佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23

議案第12号	佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第13号	佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第14号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第15号	佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を廃止する条例の制定について	34
議案第16号	佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第17号	佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第18号	佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について	40
議案第19号	伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第20号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第21号	公有水面埋立承認の出願に係る意見について (両津湊地内)	53
議案第22号	公有水面埋立免許の出願に係る意見について (両津湊地内)	54
議案第23号	相川消防署高千出張所建設（建築）工事請負契約の締結について	55

議案第24号	佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の変更について	56
議案第25号	令和4年度佐渡市一般会計補正予算(第12号)について	57
議案第26号	令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	57
議案第27号	令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	57
議案第28号	令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	57
議案第29号	令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第4号)について	57
議案第30号	令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第4号)について	57
議案第31号	令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算(第4号)について	57
議案第32号	令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算(第5号)について	57
議案第33号	令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第5号)について	57
議案第34号	令和5年度佐渡市一般会計予算について	57
議案第35号	令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	57
議案第36号	令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	57
議案第37号	令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について	57
議案第38号	令和5年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	57

議案第39号	令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	57
議案第40号	令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	58
議案第41号	令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	58
議案第42号	令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	58
議案第43号	令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	58
議案第44号	令和5年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	58
議案第45号	令和5年度佐渡市病院事業会計予算について	58
議案第46号	令和5年度佐渡市水道事業会計予算について	58
議案第47号	令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について	58

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第12号

専決処分書

令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第13号

専決処分書

令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第14号

専決処分書

令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第1号

専決処分書

令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月4日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第 5 号

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例の
制定について

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例を次の
とおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例

2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画において、国際連合「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」や「パリ協定」といった持続可能な社会に向けた国際的な潮流や国内でも複雑化する環境、経済及び社会の課題を踏まえ、「地域循環共生圏」が提唱された。

一方、社会や環境等に適応しながら営まれた農業や生物多様性の保全、また、それらとともに育まれてきた文化や景観を継承することを目的とした世界農業遺産（GIAHS）の認定から10年が経過した本市では、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」を基本理念に掲げた最上位計画の「佐渡市総合計画」を多くの市民等の参画を経て策定した。

ここに、私たちは、2022年5月に国から「SDGs未来都市」に選定された自覚を深め、2030年の目標達成に向けて、SDGsや地域循環共生圏の考え方を理解し、将来あるべき姿や希望を共有するとともに、目標達成に向けた取組を推進し、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、あらゆる人たちが活躍できる持続可能な地域社会を築き、離島佐渡から日本の「SDGsモデル」を世界に発信していくことを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、SDGs及び地域循環共生圏の考え方を取り入れ、ステークホルダーが相互に連携し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、豊かで持続可能な島づくりの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域循環共生圏 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものをいう。

(2) SDGs Sustainable Development Goals の略であり、2015年9

月に開催の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。

- (3) パリ協定 2015年12月にフランス・パリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議（C O P 21）で採択された、2020年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組みをいう。
- (4) ステークホルダー 市がS D G sの達成に資する施策を推進する過程で関わる市民、民間企業、民間団体、N P O、行政機関その他の多様な主体をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業及び活動を行う者、その団体及びその関係者をいう。

（基本理念）

第3条 この条例の推進に当たっては、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) 環境、経済及び社会を統合的に向上させ、人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能な島を目指すこと。
- (2) S D G sに掲げる「誰一人取り残さない」の基本理念及び17のゴール（目標）を取り入れること。
- (3) トキ及び佐渡金銀山をはじめとした佐渡独自の歴史・文化の継承を実現する島づくりを18番目のゴール（目標）に掲げて推進すること。
- (4) 前3号の基本理念及び目標をステークホルダーが様々な活動に取り入れ、その達成に向けて力を合わせて取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に則り、第1条の目的達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、各種計画等を実施する場合には、本条例との整合を図るよう努めるものとする。
- 3 第1項の場合において、市は、本市の実情を把握するとともに、他のステークホルダーと協力して効果的に施策を実施するものとする。
- 4 市は、施策を実施するときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、SDGsへの関心と理解を深めるとともに、家庭、地域、職場等での日常活動において、SDGsの推進に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 市民は、他のステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、それぞれの事業及び活動において、SDGsの推進に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 事業者等は、他のステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、市民や事業者等のSDGsの推進に資する自主的な取組を促進するために、必要な広報及び啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部
を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部
を改正する条例

(佐渡市公民館条例の一部改正)

第1条 佐渡市公民館条例(平成16年佐渡市条例第130号)の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第2項の表金井地区公民館の項中「及び佐渡市千種丙202番地1」
を削る。

別表金井地区公民館の部を次のように改める。

金井地区公民館	佐渡市金井コミュニティセンター条例(平成16 年佐渡市条例第171号)別表に定める額
---------	---

(佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 佐渡市金井コミュニティセンター条例(平成16年佐渡市条例第171
号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

調理室	800
-----	-----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例

佐渡市博物館条例（平成16年佐渡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき」を削る。

第2条の表に次のように加える。

佐渡植物園	佐渡市羽茂飯岡550番地6
-------	---------------

第10条第1項「博物館法第22条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第25条」に改める。

別表に次の1項を加える。

3 佐渡植物園は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（佐渡市佐渡植物園条例の廃止）

2 佐渡市佐渡植物園条例（平成16年佐渡市条例第156号）は、廃止する。

議案第 8 号

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険条例（平成16年佐渡市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「48万8,000円」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の出産育児一時金の額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定の例により加算する。ただし、加算する額は、1万2,000円とする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

議案第9号

佐渡市医師住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市医師住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市医師住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市医師住宅条例（平成16年佐渡市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新穂歯科医師住宅の項を削る。

別表新穂歯科医師住宅の部を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の表ちのわの家の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例(平成26年佐渡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転

者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第13号

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第14号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「離島振興対策実施地域の企業支援に係る」を「地域の振興を促進するための」に改める。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）及び離島振興法（昭和28年法律第72号）に定める目的の達成に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による固定資産税の課税免除について佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の特例を定めるものとする。

（産業振興促進区域における固定資産税の課税免除）

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

第2条の次に次の1条を加える。

（離島振興対策実施区域における固定資産税の課税免除）

第2条の2 市長は、離島振興法第2条第1項の離島振興対策実施区域内において、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う

措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

第4条中「第2条」の次に「又は第2条の2」を加える。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐渡市地域の振興を促進するための税制上の特別措置に関する条例第2条の規定は、令和5年4月1日以後に取得等をした特別償却設備について適用し、同日前に取得等をした特別償却設備については、なお従前の例による。

議案第15号

佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を
廃止する条例の制定について

佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を廃
止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を
廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例（平成16年佐渡市条例第92号）
- (2) 佐渡市畜産振興基金条例（平成16年佐渡市条例第103号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、佐渡市産業振興基金（平成21年佐渡市条例第67号）により積み立てられた基金とみなす。

議案第16号

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「300」を「400」に、「600」を「800」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例
第81号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,370	6,750
4,870	9,750
3,750	7,500

」を

「

4,000	8,000
6,000	12,000
5,000	10,000

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例

佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（平成16年佐渡市条例第184号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第2項の規定に基づき、佐渡市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存及び活用のために必要な措置を定め、もって市民が郷土に愛着と誇りを持ち、歴史と文化が薫るまちづくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

（市、市民及び事業者の責務）

第3条 市は、市民及び事業者の保存地区の保存に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市民及び事業者は、市の機関が実施する保存地区の保存に関する施策に協力しなければならない。

（保存地区の決定）

第4条 佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本市の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、佐渡市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない

ない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第5条 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(保存活用計画)

第6条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存及び活用に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 建築物の保存整備計画に関する事項

(4) 建築物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存及び活用のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

(6) 保存地区の保存及び活用のための必要な事業計画に関する事項

3 第1項の保存活用計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 保存活用計画を変更する場合において、第1項及び前項の規定を準用する。

(現状変更行為の規制)

第7条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木材の伐採
- (5) 土石類の採取又は投棄
- (6) 水面の埋立て又は干拓
- (7) 水路の形質の変更

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - ア 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は佐渡市屋外広告物条例(平成27年佐渡市条例第50号)第2条に規定する掲出物件の新築等
 - イ 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 新潟県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

- (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のための必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第8条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第7号までの行為については、それらの行為後地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第9条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第7条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならない。

(許可等の特例)

第10条 次に掲げる行為については、第7条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第7条第1項の許可又は前条の規定による協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに定める道路(同法第48条の2に定める自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

- (6) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (7) 郵便差出箱及び総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (8) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (10) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信役務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (14) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第7条第1項の規定によってし

た許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第7条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第7条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。
(損失の補償)

第12条 市は、第7条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第13条 市は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第14条 教育委員会に審議会を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について建議する。
- 3 審議会の委員の定数は、15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項

は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

(佐渡市景観条例の一部を改正する条例)

- 4 佐渡市景観条例（平成21年佐渡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第10条第19号中「佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（平成16年佐渡市条例第184号）第22条」を「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和5年佐渡市条例第 号）第7条」に改める。

議案第19号

伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例（平成16年佐渡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第214号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の減額について」を「について地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき」に改める。

第2条第1号中「佐渡市歴史的景観条例（平成16年佐渡市条例第184号。以下「景観条例」という。）第21条」を「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和5年佐渡市条例第 号。以下「保存条例」という。）第6条」に改める。

第3条を次のように改める。

（適用対象）

第3条 前条に規定する固定資産税の特例（以下「特例措置」という。）は、当該固定資産税の納税義務者に適用する。

2 法及び保存条例に違反している者に対しては、前条の規定にかかわらず、特例措置を取り消すことができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、法第144条の重要伝統的建造物群保存地区内を対象として、選定を受けた日の属する年の翌年の1月1日から適用する。

議案第20号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

瓜生屋第2住宅	佐渡市新穂瓜生屋289番地
馬場第1住宅	佐渡市下新穂83番地1

」を

「

瓜生屋第2住宅	佐渡市新穂瓜生屋289番地
---------	---------------

」に、

「

おりと向野住宅	佐渡市相川下戸村354番地6
新五郎町住宅	佐渡市相川新五郎町11番地

」を

「

おりと向野住宅	佐渡市相川下戸村354番地6
---------	----------------

」に

改める。

別表第3新五郎町住宅の部を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第21号

公有水面埋立承認の出願に係る意見について（両津湊地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 埋立位置
佐渡市両津湊353番8の地先公有水面
- 2 埋立面積
917.11㎡
- 3 埋立地の用途
ふ頭用地
- 4 埋立てに関する工事の施行に要する期間
3年

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第22号

公有水面埋立免許の出願に係る意見について（両津湊地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 埋立位置
佐渡市両津湊353番8の地先公有水面

- 2 埋立面積
6,016.71㎡
1期施行 3,151.88㎡
2期施行 2,864.83㎡

- 3 埋立地の用途
ふ頭用地

- 4 埋立てに関する工事の施行に要する期間
3年（うち、1期施行完了まで1年9ヶ月）

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第23号

相川消防署高千出張所建設（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 相川消防署高千出張所建設（建築）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 205,700,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市相川大間町45番地
株式会社近藤組
代表取締役 松本勝司 |

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第24号

佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の変更について

佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

(佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)(第1次変更)別紙添付)

- 議案第25号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第26号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第27号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第28号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第29号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第30号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第31号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第5号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第5号）につい
て（予算書別紙添付）
- 議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 令和5年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第40号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第41号 令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第42号 令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第43号 令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第44号 令和5年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第45号 令和5年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第46号 令和5年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 1 号

《令和 4 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 10 号）概要》

1 補正予算について

- ・大雪による災害等への対応に要する経費を計上
- ・主要地方道佐渡一周線（見立地内）通行止めに伴う路線バス代替運行に要する経費を計上

2 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	48,934,504
補正額	195,139
<hr/>	
累計予算額	49,129,643

3 財源内訳 （単位：千円）

繰入金 195,139

4 補正項目 （単位：千円）

○大雪による災害等への対応 補正額：192,936

（事業内容）

防災対策事業【防災課】	補正額：15,786千円
被災者支援に要する経費	
情報システム活用事業【総務課】	補正額：7,500千円
修繕料等	
ケーブルテレビ放送施設運営費【総務課】	補正額：7,500千円
修繕料等	
土木施設単独災害復旧事業【建設課】	補正額：80,000千円
災害応急復旧作業委託料	
農地単独災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：10,000千円
災害応急復旧作業委託料	
林業施設単独災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：60,000千円
災害応急復旧作業委託料	
人件費・一般管理費【総務課】	補正額：12,150千円
時間外勤務手当	

○交通対策事業【交通対策課】 補正額：2,203

（事業内容）

主要地方道佐渡一周線（見立地内）通行止めに伴う路線バス代替運行に要する経費
車両運行委託料 1,545千円
燃料費 658千円

議案第2号

《令和4年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・大雪による災害等への対応に要する経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

- ・収益的収支

収入	補正前の額	2,682,713	支出	補正前の額	2,689,188
	補正額	0		補正額	33,939
	累計予算額	2,682,713		累計予算額	2,723,127

3 補正項目

（単位：千円）

○収益的支出

・営業費用	33,939
・大雪による災害等への対応		
発電機用燃料費		1,612
緊急設置発電機接続業務委託料		4,020
倒木処理業務委託料		17,500
除雪業務委託料		4,500
緊急設置発電機借上料		1,500
時間外勤務手当		4,807

議案第3号

《令和4年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・大雪による災害等への対応に要する経費を計上

2 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,256,719	支出	補正前の額	3,243,666
	補正額	0		補正額	4,811
	累計予算額	3,256,719		累計予算額	3,248,477

3 補正項目

(単位：千円)

○収益的支出

・営業費用（管渠費）	4,072
・営業費用（農業集落排水費）	403
・営業費用（漁業集落排水費）	336

議案第4号

《令和4年度 佐渡市一般会計補正予算（第11号）概要》

1 補正予算について

- ・ 出産・子育て応援事業に要する経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	49,129,643
補正額	28,881
累計予算額	49,158,524

3 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金	20,234
県支出金	4,694
繰入金	3,953

4 補正項目

（単位：千円）

○ 出産・子育て応援事業【健康医療対策課】

補正額：28,881

（事業内容）

国の第2次補正予算を受け、令和4年4月以降に妊娠、出産された全ての方を対象に、安心して出産・子育てができるよう妊娠届出時や産婦訪問時に面談等の伴走型の相談支援を実施し、面談を受けた方へ、妊娠時に妊婦1人当たり5万円の出産応援金、出産時に新生児1人当たり5万円の子育て応援金をそれぞれ支給する。

議案第25号

《令和4年度 佐渡市一般会計補正予算（第12号）概要》

1 補正予算について

- ・コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策に伴う事業の経費を計上
- ・令和4年12月発生の大雪災害への対応に要する経費を計上
- ・道路除雪事業の経費を増額計上
- ・その他の経費については、12月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	49,158,524
補正額	131,782
累計予算額	49,290,306

3 財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	470,973
国・県支出金	△316,867
繰入金	△233,413
市債	177,900
その他	33,189

4 主な補正項目

(単位：千円)

1) コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策に伴う事業

(事業内容)

- | |
|---|
| <p>①【新規】「新しい生活様式」対応省エネ家電等購入促進事業（原油価格・物価高騰対策）
【生活環境課】 補正額：20,158千円
原油価格・物価高騰対策及び二酸化炭素排出量の削減を目的に、省エネ効果が高い家電製品の購入費用を支援する経費を計上。</p> <p>②【新規】住宅リフォーム支援事業（原油価格・物価高騰対策）【建築住宅課】
補正額：52,046千円
物価高騰対策及び地域経済の活性化を目的に、住宅改修工事費に対して支援する経費を計上。</p> <p>③学校給食費補助事業（原油価格・物価高騰対策）【学校教育課】
補正額：19,568千円
物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図るため、給食食材費の高騰分を支援する経費を計上。</p> <p>④【新規】土地改良区等電気料高騰対策支援事業（原油価格・物価高騰対策）
【農林水産振興課】 補正額：3,600千円
原油価格高騰対策として、土地改良区等が維持管理費を負担する農業用水利施設の操作・運転に要する電気料の値上げ相当額に対し、県とともに支援する経費を計上。</p> |
|---|

2) 令和4年12月発生の大雪災害への対応に要する経費

(事業内容)

①農地単独災害復旧事業【農林水産振興課】 ・農地農業用施設災害復旧事業補助金	補正額：31,200千円
②土木施設単独災害復旧事業【建設課】 ・災害応急復旧作業委託料	補正額：125,000千円
③支所・行政サービスセンター拠点化事業（地域コミュニティづくり） 【地域づくり課】	補正額：27,000千円
・地域コミュニティ交付金	
④防災対策事業【防災課】 ・災害処分委託料	補正額：38,401千円
⑤情報システム活用事業【総務課】 ・修繕料ほか	補正額：14,729千円
⑥ケーブルテレビ放送施設運営費【総務課】 ・修繕料ほか	補正額：39,522千円

3) 道路除雪事業【建設課】

補正額 471,303千円

(事業内容)

降雪の影響に伴う道路除雪の経費について増額計上。
・道路除雪委託料ほか

議案第26号

《令和4年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金等の決定により一般会計繰入金を増額計上
- ・ 前年度保険給付費等交付金等の決定により償還金を増額計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,858,739
補正額	6,526
累計予算額	5,865,358

3 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税	△	1,217
国庫支出金		62
財産収入		2
一般会計繰入金		7,679

4 補正項目

(単位：千円)

総務費	補正額：	62
基金積立金	補正額：	2
諸支出金	補正額：	6,462

議案第27号

《令和4年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上
- ・ 調定見込額減に伴う現年度分の後期高齢者医療保険料の減額計上

2 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	827,430
補正額	<u>△10,832</u>
累計予算額	816,598

3 財源内訳 （単位：千円）

現年度分特別徴収保険料	△25,645
現年度分普通徴収保険料	13,194
一般会計繰入金	1,619

4 補正項目 （単位：千円）

○後期高齢者医療広域連合納付金

・ 保険料等負担金	△12,451
・ 基盤安定負担金	1,619

議案第28号

《令和4年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ 介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等の補正を計上
- ・ 総務費、保険給付費等の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,014,307
補正額	△63,181
累計予算額	8,951,126

3 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	△13,475
国庫支出金	166,552
支払基金交付金	△70,004
県支出金	30,421
財産収入	10
繰入金	△176,685

4 補正項目

(単位：千円)

総務費

- ・ 介護認定審査会費 補正額： △5,012

保険給付費

- ・ 介護サービス等諸費 補正額： △54,000
- ・ 高額介護サービス等費 補正額： △12,000
- ・ 高額医療合算介護サービス等費 補正額： △4,000
- ・ 特定入所者介護サービス等費 補正額： △16,000

基金積立金

- ・ 給付準備基金積立金 補正額： 27,618

諸支出

- ・ 償還金 補正額： 213

議案第29号

《令和4年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金等の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	486,312
補正額	△ 3,300
累計予算額	483,012

3 財源内訳 (単位：千円)

サービス収入	△47,280
県支出金	1,433
一般会計繰入金	42,547

4 補正項目 (単位：千円)

特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費	補正額： △3,300

議案第30号

《令和4年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金等の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	656,909
補正額	△ 23,257
累計予算額	633,652

3 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△82,200
県支出金	1,216
一般会計繰入金	70,027
市債	△12,300

4 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費

- ・ 一般管理費 補正額： △23,257

議案第31号

《令和4年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）概要》

【令和4年度補正予算（第4号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、265,691千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正増
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正減
- ・ 医療機器購入補助金確定による企業債を補正減

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正4号	補正後
収入	1,602,225	51,572	1,653,797
支出	1,897,576	21,912	1,919,488
収支	△295,351	29,660	△265,691

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正4号	補正後	既決予定額	補正4号	補正後
収入	1,309,748	37,044	1,346,792	292,477	14,528	307,005
支出	1,391,118	22,474	1,413,592	506,458	△562	505,896
収支	△81,370	14,570	△66,800	△213,981	15,090	△198,891

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正4号	補正後
収入	659,361	△49,448	609,913
支出	558,488	△3,831	554,657
収支	100,873	△45,617	55,256

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正4号	補正後	既決予定額	補正4号	補正後
収入	586,012	△43,036	542,976	73,349	△6,412	66,937
支出	535,139	374	535,513	23,349	△4,205	19,144
収支	50,873	△43,410	7,463	50,000	△2,207	47,793

【両津病院】

[補正額] ・ 収益的収入 37,044千円 ・ 収益的支出 22,474千円
 ・ 資本的収入 △43,036千円 ・ 資本的支出 374千円

[主な内容] ・ 給与費について、会計年度任用職員看護師等報酬を補正増
 ・ 材料費について、診療材料等・医療消耗備品の実績見込による補正増
 ・ 修繕費について、実績見込による補正増

【相川診療所】

[補正額] ・ 収益的収入 14,528千円 ・ 収益的支出 △562千円
 ・ 資本的収入 △6,412千円 ・ 資本的支出 △4,205千円

議案第32号

《令和4年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第5号）概要》

1 補正予算について

- ・ 減価償却費及び資産減耗費並びに長期前受金戻入益の補正を計上
- ・ 職員共済組合負担金及び委託料の補正を計上
- ・ 施設改良費の減額に伴う収支の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

・ 収益的収支

	収入	補正前の額	2,682,713		支出	補正前の額	2,723,127
		補正額	1,197			補正額	△16,618
		累計予算額	2,683,910			累計予算額	2,706,509

・ 資本的収支

	収入	補正前の額	1,488,640		支出	補正前の額	2,288,581
		補正額	△32,557			補正額	△40,087
		累計予算額	1,456,083			累計予算額	2,248,494

3 財源内訳（資本的収支）

（単位：千円）

・ 国庫補助金等	△9,967
・ 工事負担金	△22,590
・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	. . .	△7,530

4 補正内容

（単位：千円）

○収益的収支

・ 収入	： 長期前受金戻入益	1,197
・ 支出	： 減価償却費	6,693
	： 資産減耗費	5,101
	： 職員共済組合負担金	147
	： その他委託料	△28,559

○資本的収支

・ 収入	： 国庫補助金ほか	△32,557
・ 支出	： 施設改良費	△40,087

議案第 3 3 号

《令和 4 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 5 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 国庫補助事業の事業費調整による補正を計上
- ・ 有形固定資産の精査に伴う固定資産除却費等の補正を計上
- ・ 12 月補正予算編成後の必要な経費と不要額の見込みに伴う増減を計上

2 予算規模

・ 収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,256,719	支出	補正前の額 3,248,477
	<u>補正額</u> $\Delta 30,425$		<u>補正額</u> $\Delta 31,169$
	累計予算額 3,226,294		累計予算額 3,217,308
・ 資本的収支			
収入	補正前の額 1,648,810	支出	補正前の額 2,307,213
	<u>補正額</u> 58,510		<u>補正額</u> 40,258
	累計予算額 1,707,320		累計予算額 2,347,471

3 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・ 補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 $\Delta 18,252$

4 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・ 収入	：	他会計負担金	△331
		他会計補助金	△19,858
		国庫補助金	△15,410
		長期前受金戻入益	4,858
・ 支出	：	処理場費	△9,424
		総係費	△30,009
		資産減耗費	8,191

○資本的収支

・ 収入	：	企業債	18,100
		国庫補助金	15,410
		他会計補助金	25,000
・ 支出	：	下水道施設改良費	40,258

議案第35号

《令和5年度 佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

- 1 当初予算について
平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。
- 2 財政の仕組み
市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
- 3 予算規模
予算総額 5,660,000千円（対前年比 △167,000千円 2.8%減）
- 4 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 822,081千円（対前年比 △49,527千円 5.7%減）
 - ・後期分 351,363千円（対前年比 13,896千円 4.1%増）
 - ・介護分 107,084千円（対前年比 △5,088千円 4.5%減）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	939,574	984,474	△ 44,900	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	2	1	1	災害臨時特例補助金
県支出金	4,270,775	4,401,707	△ 130,932	保険給付費等交付金
財産収入	2	2	0	財政調整基金利子
繰入金	446,406	437,492	8,914	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	3,241	3,324	△ 83	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,660,000	5,827,000	△ 167,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	84,709	76,977	7,732	人件費、一般管理費
保険給付費	4,205,674	4,339,724	△ 134,050	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	1,280,746	1,321,247	△ 40,501	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	76,707	76,868	△ 161	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	2	2	0	財政調整基金積立金
その他歳出	8,662	8,682	△ 20	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,660,000	5,827,000	△ 167,000	

議案第36号

《令和5年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2 予算規模

予算総額 839,600 千円(前年比 14,500千円 1.76%増)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療保険料	568,252	569,714	△ 1,462	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	100	101	△ 1	督促手数料
繰入金	261,929	250,850	11,079	人間ドック助成費用の一部を佐渡市で負担
繰越金	1	1	0	
諸収入	9,318	4,434	4,884	派遣職員人件費負担金の増 人間ドック費用助成補助金
合 計	839,600	825,100	14,500	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	40,236	34,855	5,381	人件費(4名分) 標準システム端末入替による増 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	798,313	789,194	9,119	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	1,051	1,051	0	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合 計	839,600	825,100	14,500	

4 令和5年度保険料率について

- ・均等割額 40,500円予定(据え置き)
- ・所得割率 7.84%予定(据え置き)

議案第37号

《令和5年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 8,792,200 千円(前年比 6,800千円減 0.08 %減)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備 考
保険料	1,374,512	1,403,136	△ 28,624	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,316,110	2,319,817	△ 3,707	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,251,091	2,251,133	△ 42	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,253,659	1,253,804	△ 145	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,589,329	1,563,872	25,457	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	7,499	7,238	261	事業者指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合 計	8,792,200	8,799,000	△ 6,800	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	133,254	139,416	△ 6,162	人件費 一般管理費及び介護認定審査会費等
保険給付費	8,129,484	8,131,130	△ 1,646	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	523,518	523,499	19	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	6	5	1	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利子
諸支出金	2,937	1,949	988	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合 計	8,792,200	8,799,000	△ 6,800	

議案第38号

《令和5年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

令和5年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2 予算規模	(単位：千円)
当初予算額	35,000

3 財源および歳出内訳

財源		歳出	(単位：千円)
発電売電料収入	34,999	発電事業費	35,000
その他財源	1		

4 主な事業 (単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産振興課】予算額 : 35,000千円

(事業内容)

発電事業費	
○需用費	640千円
○役務費	158千円
○委託料	3,212千円
○使用料及び賃借料	156千円
○積立金	8,236千円
○公課費(消費税)	1,900千円
○一般会計繰出金	20,698千円

議案第39号

《令和5年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人福祉施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 485,000千円 (対前年比 26,300千円 5.7%増)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	436,180	433,351	2,829	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	237	230	7	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	44,878	21,401	23,477	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	702	715	△13	雑入
合計	485,000	458,700	26,300	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	483,999	457,699	26,300	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	485,000	458,700	26,300	

議案第40号

《令和5年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人保健施設の適切な運営と利用者の状況等を加味し、所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 577,100千円 (対前年比 △ 32,500千円 5.3%減)

3 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項 目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	420,492	430,530	△ 10,038	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	187	174	13	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	150,935	147,682	3,253	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	1,484	1,012	472	雑入
市債	0	26,200	△ 26,200	市債
合 計	577,100	609,600	△ 32,500	

〈歳出〉

(単位：千円)

項 目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護老人保健施設費	532,564	524,407	8,157	施設費 介護サービス費
公債費	44,135	84,792	△ 40,657	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合 計	577,100	609,600	△ 32,500	

議案第 4 1 号

《令和 5 年度 佐渡市五十里財産区特別会計当初予算概要》

1 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上

2 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計 190

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 180） 184

・ 主な事業

財産区管理会の運営 132

(事業内容)

財産区管理会を年間 2 回開催し、山林整備等について協議を行う。

議案第42号

《令和5年度 佐渡市二宮財産区特別会計当初予算概要》

1 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■二宮財産区特別会計 3,369

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 174） 177

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 4 3 号

《令和 5 年度 佐渡市新畑野財産区特別会計当初予算概要》

1 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■新畑野財産区特別会計 3,634

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：物品売払収入 200） 288

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間 2 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 4 4 号

《令和 5 年度 佐渡市真野財産区特別会計当初予算概要》

1 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■ 真野財産区特別会計 3,353

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 173） 176

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第45号

《令和5年度 佐渡市病院事業会計当初予算 概要》

【令和5年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、285,725千円の赤字予算

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R5当初	R4当初	比較増減
収入	1,690,384	1,539,779	150,605
支出	1,976,109	1,846,340	129,769
収支	△285,725	△306,561	20,836

	両津病院			相川診療所		
	R5当初	R4当初	比較増減	R5当初	R4当初	比較増減
収入	1,428,890	1,266,655	162,235	261,494	273,124	△11,630
支出	1,483,509	1,347,812	135,697	492,600	498,528	△5,928
収支	△54,619	△81,157	26,538	△231,106	△225,404	△5,702

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R5当初	R4当初	比較増減
収入	1,706,166	293,499	1,412,667
支出	1,582,741	243,870	1,338,871
収支	123,425	49,629	73,796

	両津病院			相川診療所		
	R5当初	R4当初	比較増減	R5当初	R4当初	比較増減
収入	1,593,749	229,720	1,364,029	112,417	63,779	48,638
支出	1,570,194	230,091	1,340,103	12,547	13,779	△1,232
収支	23,555	△371	23,926	99,870	50,000	49,870

【両津病院】

1 編成方針

- ・現在の医療水準を維持した上で患者数確保と診療報酬加算の継続に努める。
- ・入院収益は病床利用率を60床の91.0%として、入院単価を令和4年度の実績から算出する。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、54,619千円の赤字予算
- ・病院建設事業費として、令和5年度は1,508,439千円を計上する。

【相川診療所】

1 編成方針

- ・地域の診療所として、現在の医療水準の維持と患者数確保に努める。
- ・入院収益は病床利用率を19床の92.0%として、入院単価を令和4年度の実績から算出する。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、231,106千円の赤字予算
- ・救急医療対策分と単独支援給付金の減少により、一般会計からの繰入金を増額して100,000千円を計上する。

議案第46号

《令和5年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な施設改良事業としては、老朽管更新事業、配水管敷設替事業及び施設増改良事業の実施により、施設の長寿命化と強靱化を推進し、安心安全な水道水の安定供給を図る。

2 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,743,268	当初予算額	2,408,738
前年度当初予算額	2,634,390	前年度当初予算額	2,287,923
予算額増減	108,878	予算額増減	120,815

3 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
・水道事業収益	2,743,268	(108,878)	・資本的収入	1,304,485	(△184,155)
営業収益	1,415,221	(△23,039)	企業債	575,100	(△98,900)
営業外収益	1,328,045	(131,917)	国庫補助金	215,361	(△79,189)
特別利益	2	(0)	工事負担金	285,786	(101,822)
・水道事業費用	2,743,268	(108,878)	出資金	228,238	(△107,888)
営業費用	2,542,146	(117,290)	・資本的支出	2,408,738	(120,815)
営業外費用	200,421	(△8,412)	建設改良費	1,473,037	(100,426)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	935,701	(20,389)
予備費	600	(0)			

4 主な事業

(単位：千円)

○施設改良費		昨年度増減
・老朽管更新事業	440,600	(△54,600)
・配水管等敷設(替)事業	634,600	(270,300)
・施設増改良事業	247,100	(138,800)
○営業費用		昨年度増減
・原水及び浄水費	636,700	(84,542)
・配水及び給水費	256,066	(37,467)
・総係費	294,004	(△12,831)
・減価償却費	1,286,167	(△7,809)

議案第47号

《令和5年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1 当初予算について

- ・収益的収支では、高資本費等の対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・管渠を整備し、計画的な施設更新と処理区統合により公共水域の保全と維持管理費の削減を目指し、耐震化、マンホールトイレ等の整備により防災力の向上を図る。

2 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出

当初予算額	3,279,931
前年度当初予算額	3,226,374
予算額増減	53,557

(2) 資本的支出

当初予算額	2,386,087
前年度当初予算額	2,296,468
予算額増減	89,619

3 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出

昨年度増減

○下水道事業収益	3,293,663	(54,269)
営業収益	740,406	(1,926)
営業外収益	2,553,255	(52,343)
特別利益	2	(0)
○下水道事業費用	3,279,931	(53,557)
営業費用	3,013,934	(75,020)
営業外費用	264,887	(△21,472)
特別損失	110	(9)
予備費	1,000	(0)

(2) 資本的収入及び支出

昨年度増減

○資本的収入	1,730,714	(98,304)
企業債	770,500	(58,700)
国庫補助金等	366,620	(7,510)
受益者負担金等	9,439	(△1,030)
他会計補助金	584,155	(33,124)
○資本的支出	2,386,087	(89,619)
建設改良費	955,302	(97,740)
企業債償還金	1,368,734	(△2,792)
負担金長期未払金	62,051	(△5,329)

4 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費

昨年度増減

・汚水管渠工事	672,200	(19,100)
・処理施設工事	48,900	(△25,900)
・雨水管渠工事	2,500	(△8,500)
・施設更新工事	27,700	(21,200)

○営業費用

昨年度増減

・管渠費	117,482	(12,959)
・処理場費	573,534	(49,089)
・ポンプ場費	55,803	(10,888)
・農業集落排水費	5,983	(432)
・漁業集落排水費	39,977	(3,557)
・総係費	160,944	(△16,259)